

## 宇部市・山陽小野田市水道事業広域化検討委員会専門部会細則

### (目的)

第1条 この細則は、宇部市・山陽小野田市水道事業広域化検討委員会設置要綱第6条第2項の規定に基づき、宇部市・山陽小野田市水道事業広域化検討委員会の専門部会の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第2条 専門部会は、検討委員会及び宇部市水道局水道広域推進室（以下「推進室」という。）の指示を受け、2市の水道事業広域化の実施に向けて、協議又は調整するものとする。

### (組織)

第3条 専門部会の名称、所掌事項は、別表のとおりとする。

- 2 専門部会に部会長及び副部会長を置く。
- 3 部会長及び副部会長は、検討委員会の委員長及び副委員長の協議により定める。

### (会議)

第4条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて部会長が招集する。

- 2 部会長は、専門部会を主宰し、会議の議長となる。
- 3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 4 部会長は、所掌事項に関する協議を行うため、会議に2市の関係職員を出席させ、協議を行うものとする。
- 5 専門部会は、必要に応じて他の部会と合同の会議を開催することができる。

### (報告)

第5条 部会長は、専門部会の協議経過及び結果について、検討委員会及び推進室に報告するものとする。

### (庶務)

第6条 専門部会の庶務は、当該専門部会の正副部会長の協議により定める。

### (委任)

第7条 この細則に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、当該正副部会長の協議により定める。

### 附 則

この細則は、平成30年11月26日から施行する。

### 附 則

この細則は、令和元年5月20日から施行する。

附 則（第二次改正）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条）

総務系専門部会	総務系の事務事業共同化の実施に向けて、協議 又は調整する。
営業系専門部会	営業系の事務事業共同化の実施に向けて、協議 又は調整する。
工務系専門部会	工務系の事務事業共同化の実施に向けて、協議 又は調整する。
浄水系専門部会	浄水系の事務事業共同化の実施に向けて、協議 又は調整する。